|  |
| --- |
| ・この運営規程は、通所介護・総合事業（介護予防通所型サービス・通所型サービスA）を一体的に実施する場合の参考例です。必要最小限の内容としていますので、各事業所の実情に応じて適宜修正してください（赤字は黒字に変更し、下線を消去してください）。・この参考例は、事業者が作成する運営規程の内容を制限するものではありません。　（宝塚市） |

●●●デイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第１条　■■■■（☞ 法人名）が開設する●●●デイサービスセンター（☞ 事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業、指定介護予防通所型サービス事業（宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（以下「宝塚市規則」という。）第２条第５号に規定する事業をいう。）及び通所型サービスA事業（宝塚市規則第２条第６号に規定する事業をいう。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある利用者に対し、その意思及び人格を尊重し、当該利用者の立場に立った適切な通所介護又は介護予防通所型サービス若しくは通所型サービスA（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　通所介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　介護予防通所型サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　通所型サービスA事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　●●●デイサービスセンター

（２）　所在地　宝塚市○○台○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者　１人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）　生活相談員　○人以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行う。

（３）　介護職員　○人以上

介護職員は、通所介護等の提供に当たる。

（４）　看護職員　○人以上

　　　　　看護職員は、利用者の健康管理等を行う。

（５）　機能訓練指導員　○人以上

　　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　月曜日から土曜日まで。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）　営業時間　午前９時から午後５時まで

（３）　サービス提供時間　１単位目；午前○時から午前○時まで

　　　　　　　　　２単位目；午後○時から午後○時まで

（４）　その他　電話等により、２４時間、常時連絡が可能な体制とする。

（通所介護等の利用定員）

第６条　事業所（通所型サービスA事業を除く。）の利用者の定員は、通所介護と介護予防通所型サービスを合わせて、次のとおりとする。

　（１）　１単位目の定員　○○人

　（２）　２単位目の定員　○○人

２　通所型サービスA事業の利用者の定員は、次のとおりとする。

（１）　１単位目の定員　○○人

　（２）　２単位目の定員　○○人

（通所介護等の内容及び利用料の額等）

第７条　通所介護等の内容は、次のとおりとする。

（１）　日常生活動作の機能訓練

（２）　健康状態の確認

（３）　送迎

（４）　その他介護に関する相談

２　通所介護等を提供した場合の利用料の額は、通所介護にあっては厚生労働大臣が定める額、介護予防通所型サービス及び通所型サービスAにあっては宝塚市規則で定める額とし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

３　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護等に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者の居宅までの間に要した実費を徴収する。

４　食事の提供に要する費用は、○○円を徴収する。

５　おむつ代は、○○円を徴収する。

６　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

７　第２項から前項までの費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いの同意を文書で得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、宝塚市の区域とする。

（衛生管理等）

第９条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１０条　従業者は、通所介護等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第１１条　事業所は、通所介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

３　事業所は、利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１２条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者をいう。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１３条　従業者は、利用者に対し、従業者の指示に従ってサービス利用を行うよう指示する。

２　従業者は、事前に、利用者に対し、次の点に留意するよう指示する。

（１）主治医からの指示事項等がある場合には申し出ること。

（２）気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。

（３）体調不良によりサービス利用に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがあること。

（非常災害対策）

第１４条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（その他運営についての留意事項）

第１５条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、併せて、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修　採用後○か月以内

（２）　継続研修　　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、通所介護等に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、■■■■（☞ 法人名）と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和６年〇月〇日から施行する。

附　則

　この規程は、令和７年　　月　日から施行する。